

芸能人の氏名・芸名を巡る紛争における 当事者の攻防

大阪大学知的財産センター特任准教授
村上 画里

I. はじめに

芸能人の氏名・芸名について、当該芸能人あるいは当該芸能人が所属する芸能事務所が商標登録出願をし、商標権を取得することがある。芸能人の氏名・芸名に関して、商標登録を受けることについてはどのような問題があるのだろうか。

この点について、4条1項8号は、「他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）」と規定している。この規定は、一般的に人格権を保護する趣旨の規定であり¹、自分の氏名については商標登録を受けることに問題はないが、他人の氏名・著名な芸名等については、登録を受けることができないとしているのである。ただし、同号括弧書きにあるように、他人の氏名・著名な芸名等であっても、その他人の承諾を得ている場合には、当該他人の人格的利益を害することがないので、登録を受けることができる。

つまり、その他の不登録事由に該当しない限り、芸能人は自分の氏名・芸名について商標登録を受けることが可能であり、当該芸能人の承諾があれば芸能事務所も商標登録を受けることが可能なのである。結局のところ、芸能人本人、芸能事務所のいずれであっても氏名・芸名について商標登録を受けることができるのである。このように、芸能人本人、芸能事務所のいずれであっても芸能人が活動に使用する氏名・芸名について商標権を受けることが可能であることについて、何らかの問題は生じうるのであるだろうか。

芸能人本人がその氏名について商標権を取得することについて、問題が生じることは少ないように思われる。芸能人本人の人格的利益に影響がないためである。この場合、商標権を取得して活動するのは、当該芸能人本人であり、芸名の使用をして芸能活動を行うのも、商品について使用するのも、当該芸能人本人であると考えられる。

一方、芸能人がその「芸名」について商標権を取得する自由があるかどうかは「氏名」の場合と状況が異なるように思われる。芸名は、芸能人本人が決定するものとは限らず、芸能事務所側が様々なことを考慮したうえで芸能活動をするための「表示」として決定していることが考えられるためである。その場合、その芸名について商標としての使用は、芸能事務所がコントロールする権原を持つことにも意味があるように思われるが芸能人が経済的に芸名を使用する自由があ

1 特許庁編『工業所有権法逐条解説（第19版）』（発明協会、2013年）1287頁（以下、同書を「逐条」とする。）。

るのかどうかは明らかではない。他方、商標法が保護しているのは、「著名」な芸名に化体した肖像等の財産的価値であり、そのような財産的価値の発生には、芸能人本人の資質が何よりも重要であることも明らかであるように思われる。この点から考えるに、商標法4条1項8号の規定が人格的保護をしていることに鑑みれば、保護されるべきであるのは当該芸名を使用する芸能人本人であり、当該芸名を第三者が無断で広告等を使用した場合に精神的、人格的に傷つくのは、芸能人本人であることから、芸名を使用する芸能人本人が芸名について商標権を取得すべきとの見方もできなくはないであろう²。

芸能人本人が「芸名」について商標権を取得することについては、以上の問題が考えうるが、芸能事務所が芸能人の氏名・芸名について商標権を取得する場合には、さらに多くの問題が生じるように思われる。芸能事務所が「芸名」について商標権を取得すると、芸能事務所が芸能人に芸能活動をさせるために、登録商標である芸名を使用させることになる。登録商標である芸名について、芸能事務所が独占的に使用することができることになるため、当該芸能人が他の芸能事務所に移籍した場合や個人事務所を設立した場合、当該芸能人は、登録商標である氏名・芸名を使用して活動することが難しくなる可能性がある。また、商標権者である芸能事務所が芸名を使用させていた芸能人が移籍・独立後に、自分の事務所に所属する他の芸能人に登録商標を使用させることも考えられる。その場合に需要者が出所や役務の質を誤認混同する可能性についても検討の余地があるように思われる。

このように、芸能人の氏名・芸名を巡っては、様々な法的問題が引き起こされる可能性がある。これらの問題について全て検討することは筆者の手に余るところであるが、本稿では、芸能人の氏名・芸名に関して芸能人以外の者が商標権を取得することが可能である場合について確認し、商標権侵害及び不正競争防止法違反の場面についての芸能人及び芸能事務所側の攻防について検討を行っていきたい。

Ⅱ. 芸能事務所の権利行使

1. 芸能事務所の商標権取得について

(1) 著名な芸名について

すでに簡単に紹介したように、商標法4条1項8号は、他人の氏名や著名な芸名等について商標登録出願を拒絶することができる旨を規定する人格権保護規定である。8号によれば、氏名は著名である必要はないが、芸名に関して不登録事由となるのは、「著名」な場合に限られる。というのは、芸名等は、届出の方法もなく、各人が自由に付けられるものであって、これを認識することが困難であり、また、その全てを保護するのは保護が過重になるからである³。ここにいう「著名」とは、特定分野に属する者に知られているだけでは足りず、世間一般に広く知られていることを要するとされている⁴。

当該著名な芸名について芸能事務所が商標登録出願をする場合、出願人は承諾書を提出する必要があるが、これがないときには、審査官は補正命令を発することなく拒絶理由通知をすることになる⁵。そのため、著名な芸名について商標権が芸能人以外に帰属するのは、原則として、当該

2 小谷武「加勢大周事件に『商標』を考える」法学セミナー 463号（1993年）19頁参照。

3 逐条前掲1・1287頁、小野昌延＝三山峻司『新・商標法概説（第2版）』（青林書院、2013年）148頁。

4 東京高判平成16年8月9日判時1875号130頁〔CECIL McBee事件〕。

5 小野＝三山前掲3・149頁。